

## 平成30年度 社会福祉法人 尾張旭市社会福祉協議会 事業計画

### ○ 基本計画

国は、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現する必要があるとして、その実現に向け、昨年成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による改正社会福祉法の平成30年4月1日施行により、市町村における包括的な支援体制の整備の推進等を求めています。

この改正社会福祉法には、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念として、支援を必要とする地域住民及びその世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について住民や福祉関係者による把握や関係機関との連携で解決を図られることを目指す旨が明記されました。

また、市町村は、この理念を実現するため、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、さらに住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、本会などの関係機関と連絡調整等を行う支援体制づくりに努める旨が規定されました。

本会は、末端の地域福祉活動を支援する地域福祉活動推進部門を始め、高齢者の総合的な相談に応じる地域包括支援センター、要介護者等のケアマネジメントを行う居宅介護支援事業所、多様な地域資源とニーズを繋ぐ生活支援コーディネーターといった機能を有し、この地域の福祉増進の中核的な役割を担っています。

法の示す理念を念頭に置き、それらの機能が相互に連携を密にして、それぞれの業務に縛られることなく、制度の狭間のニーズを丁寧に拾い上げ、就労や教育を含めたあらゆる地域生活課題に向き合い、柔軟に対応していかなければなりません。

さらに平成30年度からは、目前に迫った2025年に向け、超高齢社会に対応した生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター事業の充実や地域包括支援センターにおける認知症総合推進事業の実施もあり、地域生活課題の解決に向けて社協の組織一丸となって事業に取り組んでまいります。

### ○ 重点事業

- 1 住民参加による地域福祉活動の推進支援
- 2 生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター事業の展開
- 3 地域包括支援センターによる認知症総合推進事業の実施
- 4 居宅介護支援事業の着実な運営
- 5 組織を挙げたあらゆる地域生活課題への対応

○ 事業内容（※は新規事業）

1 法人運営

- (1) 理事会・評議員会の開催
- (2) 評議員選任・解任委員会の開催
- (3) 正副会長会議の開催
- (4) 組織体制の充実

※(5) 非常勤職員等の無期雇用転換計画の実施

※(6) 地域福祉事業アドバイザーの設置

- (7) 会員募集

協力：校区社会福祉推進協議会

2 企画広報

- (1) 第48回尾張旭市社会福祉大会の開催〔市地域福祉補助金事業〕
- (2) 福祉マインドフェア尾張旭2018の開催〔市地域福祉補助金事業〕
- (3) 社協だより発行（A4版8ページ）
- (4) ホームページ更新

3 福祉のまちづくり

- (1) 校区社会福祉推進協議会の育成〔市地域福祉補助金事業〕
- (2) 市校区社会福祉推進連絡協議会の育成
- (3) 家庭介護教室の開催〔市受託事業〕
- (4) ボランティア団体の育成〔市地域福祉補助金事業〕
- (5) 市ボランティア連絡協議会の育成〔市地域福祉補助金事業〕
- (6) 障がい者団体等事業助成〔市地域福祉補助金事業〕
- (7) ボランティア給食サービス事業の実施〔市地域福祉補助金事業〕

運営：ボランティアグループくすの木会

本地ヶ原校区社会福祉推進協議会ももの会

(8) 福祉教育事業

- ① 福祉協力校（市内小・中・高等学校）への支援
- ② 福祉協力校連絡会の開催
- ③ 福祉実践教室の開催
- ④ 福祉教育講座～夏休みふくし探検隊～の開催〔市地域福祉補助金事業〕

(9) 災害対策事業

- ① 災害ボランティアコーディネーター養成講座〔市受託事業〕
- ② 災害ボランティアコーディネーター尾張旭との連携
- ③ 尾張旭市総合防災訓練への参加協力
- ④ 東尾張ブロック社会福祉協議会局地災害時救援活動訓練への協力

(10) フードドライブ事業

#### 4 車いす等貸出

- (1) 会員への車いす貸出事業
- (2) 会員への車いす専用車貸出事業

#### 5 ボランティアセンター

- (1) ボランティアセンター運営事業〔市地域福祉補助金事業〕
    - ① 県社協等ボランティア養成講座・研修会への参加
    - ② ボランティア団体備品等購入費の助成
    - ③ ボランティアの登録及び斡旋
    - ④ ボランティア活動保険及び行事用保険の加入促進
  - (2) ボランティア養成講座の開催
    - ① 男性のためのボランティア学校の開催（2か月）〔市地域福祉補助金事業〕
- ※
- ② クッキングボランティア講座〔市地域福祉補助金事業〕
  - ③ ボランティアサロンの開催（月1回）
- (3) 東尾張ブロックボランティア集会への協力
  - (4) 市民活動支援センターとの連携

#### 6 共同募金配分金事業

- (1) 高齢者福祉事業
  - ① 敬老肖像写真贈呈事業の実施（80歳夫婦及び90歳到達者）
  - ② ふれあいいきいきサロンへの支援
  - ③ ボランティア給食サービス事業の実施
  - ④ 市シニアクラブ連合会事業への支援
- (2) 障がい児・者福祉事業
  - ① 尾張旭おもちゃ図書館の運営  
協力：おもちゃ図書館ボランティアぽっけ
  - ② 障がい児者福祉施設の支援
  - ③ 第30回ウェルフェアボウリング大会への支援
- (3) 児童福祉事業
  - ① 赤い羽根こころの文庫の支援（市内の私立幼稚園・民間保育園）
  - ② 民間学童クラブへの支援
  - ③ 青少年育成団体への支援
  - ④ 第68回社会を明るくする運動への支援
  - ⑤ 子育てサロンへの支援
  - ⑥ 児童福祉施設への支援
- (4) 福祉活動支援事業  
校区社会福祉推進協議会への支援
- (5) 公開プレゼンテーションによる助成事業の実施
- (6) 歳末たすけあい事業
  - ① 要保護・準要保護家庭児童生徒への支援

② 児童養護施設入所児童生徒への支援

7 資金貸付

(1) 生活福祉資金貸付制度の受託事務〔県社協受託事業〕

- ① 総合支援資金の借入相談の受付
- ② 福祉資金の借入相談の受付
- ③ 教育支援資金の借入相談の受付
- ④ 不動産担保型生活資金の借入相談の受付
- ⑤ 臨時特例つなぎ資金の借入相談の受付

(2) 暮らし資金貸付事業

低所得のための不時の出費等によって暮らしの維持が困難な世帯への生活費等の貸付

(3) ひまわり資金貸付事業

- ① 低所得のため不時の出費が緊急に発生した世帯への生活費等の貸付
- ② 公的資金等の借入れ等の決定を受けた、又は受けようとする世帯への生活費等の貸付

(4) 行旅困窮者援護貸付事業

市内を通過中の行旅困窮者への貸付

(5) 生活困窮者自立支援事業との連携

8 脳の健康教室運営事業〔市受託事業〕

らくらく脳の健康教室の開催

9 紙おむつ給付事業〔市受託事業〕

対象：要介護3～5に認定されたかた及び療育手帳A・Bに判定されたかた

10 日常生活自立支援事業の実施〔県社協受託事業〕

11 生活支援コーディネーター事業〔市受託事業〕

- (1) あさひ生活応援サポーター養成講座の開講（全3回：6月、10月、2月）
- (2) あさひ生活応援サービス事業の実施
- (3) あさひ支えあいサロン開設助成事業の実施
- (4) 尾張旭市（第1層）生活支援・介護予防サービスの充実に関する協議体の運営に関する協力

12 居宅介護支援事業〔介護保険サービス事業〕

- (1) 介護サービス計画（ケアプラン）の作成・見直し
- (2) 介護サービスに関する連絡調整
- (3) 利用者へのサービス給付の管理
- (4) その他居宅介護に必要な支援

### 1 3 地域包括支援センター事業〔市受託事業〕

#### (1) 総合相談・支援事業

高齢者の日々の暮らしや介護に関する総合的な相談、情報提供及びサービスの利用支援

#### (2) 権利擁護事業

① 高齢者への虐待や消費者被害に関する相談援助

② 成年後見制度の活用支援

#### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ケアマネジャーの支援、関係機関との連携構築

#### ※(4) 認知症の施策推進業務（認知症総合推進事業）

認知症の早期診断・早期対応や認知症対応力向上のための支援体制の構築

#### (5) 地域ケア会議の実施事業

多職種の関係機関と連携し支援のためのネットワーク構築の推進

#### (6) 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

介護予防サービス計画の作成

#### (7) 一般介護予防事業

高齢者が要介護状態になることを予防する介護予防の普及・啓発

#### (8) あさひ介護者のつどいの企画、運営

#### (9) 認知症介護家族教室、認知症家族会（笑顔の会）の支援

### 1 4 その他

#### (1) 民生委員児童委員協議会との連携

#### (2) 全国的な募金活動等への参加・協力（赤い羽根共同募金、災害義援金募集活動）

#### (3) 各種団体、ボランティア及び関係機関との連携（福祉ネットワークづくり）